

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	338 福祉資金貸付事業	会計	01	一般会計
		款	01	民生費
		項	01	同和行政費
基本 施策	39 部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	目	01	同和行政総務費
		細目	211	福祉資金貸付事業
行革大綱の重点事項番号		細目	51	福祉資金貸付事業
担当部課	コード	101000	担当者 氏名	豊味 崇 連絡先 22 - 9633 (内線) 2191
	名称	同和課		

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	福祉資金の貸付を行った者
成果(どうする)	貸付金が償還される
根拠法令・要綱等	伊賀市福祉資金貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱
開始年度	昭和 49 年度
終了年度	平成 年度
H22 事業 内容	① 貸付金収納業務
	② 滞納者への督促、催告、訪問
社会情勢 の変化等	社会の経済状況の悪化から、債務者の就労の安定が図られていない。また、債務者全体が高齢化してきていることから、年金受給無資格者であったり、準保護世帯に準ずる年金受給者であったりと、生活保護受給者が増加している。

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
滞納件数	件	目標	350	340	330	320
		実績	353	346		
		目標				
		実績				

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
償還完了率	%	総貸付件数(1801件中)の年度末における償還完了件数の割合	目標	80	81	82	83
			実績	80.2	80.7		
			目標				
			実績				

投入 コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金	5,755	7,015	4,953	4,953
	県支出金				
	地方債				
	その他	5,755	7,015	4,953	4,953
	一般財源	0	0	0	0
事業投入人件費(B)		1.0人	7,200	1.0人	7,200
フルコスト(A)+(B)		12,955	14,215	12,153	12,153

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	資金貸付は平成13年度で終了し、平成14年度以降は債務者から資金の回収のみを行っている。
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
有効性	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
達成度	当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】	【予算の繰越がある場合、繰越の種類】
	予算の繰越の有無 無	
効果性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	滞納者は、当該貸付金以外でも市税や保険料など滞納している者が多く、効率的な収納管理を行うための債権回収の一元化を図ることによりコストを削減する余地がある。
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】 福祉資金貸付事業	
効果性	受益者負担を求めることができる事業である。	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。
	全体コストにおける負担構成は適正である。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	年間つうじて、督促および催告を発送し、納付相談を適宜行い、時候到来者には債務承認を行い、債権の保持に努める。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 滞納者全員に督促状、来庁要請書、催告書、弁護士名での催告書を発送し、納付相談を随時行った。債務者へ督促(123件) 保証人へ督促(49件) 電話による督促(37件) 訪問による督促(29件) 弁護士名で催告(10件) 呼出状(0件) 償還を促すための通知(389件)

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	牧野 頼悌
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 滞納者への催告を年間通じて行う。
現時点における課題、その他	貸付を行った当時は、歴史的社会的理由により生活安定向上が阻害されている地域住民に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るための制度で、1801件の貸付を行った。貸付当時は、債務者は稼働年齢層であったが日雇いや自営業などの割合が歴史的社会的理由により高かった為、現在では債務者が稼働年齢層から外れ、年金受給年齢に達したが、年金無資格者であったり、年金額が100万円に満たないといった状況により、生活保護を受給するなど、生活の安定が図られていない状況が窺える。返済困難者の原因のひとつとして、債務者の高齢化が進んでいることも原因のひとつである。また、債務者が死亡し、相続者が相続放棄をするといったケースが増えてきている。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	年間つうじて、督促及び催告を発送し、納付相談を適宜行い、時効到来者には債務承認を行い、債権の保持に努める。滞納者している借受人の中には生活困窮者や生活保護世帯が多く償還免除などにより債務放棄を検討する必要がある。